

## 第 29 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 30 日（金）13:30～15:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 廣松毅
  - （委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一
  - （専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子
  - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
  - （調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官  
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について

### 5 議事録

○廣松部会長 2、3分前のようですが、皆さんおそろいようですので、ただいまから第 29 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回第 2 回の部会では、第 1 回目の部会で審議できなかった「調査事項の変更」についての一部と「地域別の土地取引動向の把握のための変更」「標本設計の一部変更」「調査方法の一部変更」「報告を求める期間の変更」「集計表（統計表）の拡充」「行政情報の活用」について審議を行い、一部については、次回の部会で詳細な説明を求めるとされましたが、「地域別の土地取引動向の把握のための変更」「集計表（統計表）の拡充」を除きおおむね適当であると判断されました。

本日の部会では、前回の部会において、国土交通省側から詳細な説明を求めるとされた事項、具体的には「地域別の土地取引動向の把握のための変更」「集計表（統計表）の拡充」「報告者誤記入防止のための調査事項の変更」「標本設計の一部変更」「調査方法の一部変更」に関するものでございますが、これらの事項に関しまして、まず国土交通省から具体的に分かりやすく説明していただきます。

その後、前回の部会で積み残しとなっております「基幹統計の指定の変更（名称及び目的）」について御審議をいただき、続いて「中間年におけるフロー調査の実施について」、

最後に答申案について、委員・専門委員の皆様方から御意見をお伺いしたいと思います。

なお、前回部会において、委員・専門委員の皆様方から出されました意見等をまとめた「第28回サービス統計・企業統計部会の結果概要」については、各委員・専門委員の皆様方に既にメールでお送りしておりますが、現時点では各委員・専門委員の皆様方から特段の御意見・御要望は出されておられません。さらにお気づきの点がございましたら、あす以降でも結構でございますので、メールにより事務局にお伝えください。

また、本日の部会は16時30分までということで、長丁場でございますが審議を予定しております。審議の進み具合によっては、もう少し時間をオーバーすることもあり得るかと思っておりますので、御予定がおりの方は、前回同様、途中で御退席されても結構でございます。

それでは、初めに、本日の配布資料及び今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官付副統計審査官 お手元にお配りしている資料でございますが「第29回サービス統計・企業統計部会議事次第」を御覧いただきたいと思っております。

配布資料といたしまして、資料1～資料8、参考といたしまして前回の部会の結果概要をつけております。

資料1～5は、国土交通省側が作成の前回の質問に対する説明資料でございます。

資料6は、前回積み残しになっておりました最後の論点「基幹統計の指定の変更」に関して、修正版としてつけております。

資料7は、一件綴りには続いておりませんが、別に1枚紙でお配りしております。

資料8は、答申案という形で最後に添付しております。

以上でございます。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会で既にお配りしていたものを使用させていただきたいと考えております。もしお忘れの方がおりましたら、事務局までお申し付けさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、第3回目の部会審議に入らせていただきます。

まず初めに、前回の部会において国土交通省側に説明を求めました5つの事項について、国土交通省作成の説明資料1～5をもとに審議を進めていきたいと思っております。

まず1つ目といたしまして、資料1「法人土地調査（ストック調査）と企業土地調査（フロー調査）の統合による政策への活用状況」及び資料2「3調査の統合に伴い新たに作成される集計表（統計表）の例」に関してですが、これらについては法人土地調査（ストック調査）と企業土地調査（フロー調査）の統合によって、具体的に政策にどのように活用するのか国土交通省から説明をしていただき、そのことが3調査の統合に伴い新たに作成される集計表（統計表）にどのように反映されるのか、具体例を示しながら説明をお願い

いたしたいと思います。

それでは、実施者から説明をお願いいたします。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 それでは、国土交通省の方から御説明をさせていただきます。

まず、資料1と資料2でございますけれども、前回の部会で3調査を統合する政策的必要性ですとか、現在の統計の体系でどういう課題があって、今回、統計の体系を見直しさせていただくことで、それがどういうふうに政策に生かされるかということをご説明するようにとのご指摘がありました。また、当然のことながら、見直しを行った結果として、集計表にもそれはあらわれてくるわけでございますので、どういう形であらわれているのかというところ、総合的に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1は、私どもが今まで図をお示ししながら御説明させていただいたものを材料にしておりますけれども、説明がやや雑駁な部分もあったかと思っておりますので、一層の御理解を賜るために、少し説明的な部分も加えながら丁寧に書かせていただいたものでございます。

1ページでございます。

従前から申し上げておるところでございますけれども、この統計調査の体系を見直しさせていただく背景になっている土地政策転換の全体的な考え方を改めて整理しております。

平成20年ごろ、前回の調査ごろまでの土地政策と申しますのは、バブル崩壊後、長期的な経済の低迷があったわけございまして、土地政策の目標を地価抑制から土地の有効活用へと転換をしながら、総合的な政策を機動的に実施するという閣議決定などに基づき取り組んでおったところでございます。

そういう中で新たな状況として、下に雲の形の吹き出しで書いておりますけれども、経済がグローバル化して世界的な結びつきが強くなる中で、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機ですとか、欧州財政債務危機と言われるようなことに端を発する世界経済への影響、あるいは我が国の状況として、東日本大震災の発生ということがあったわけでございます。そうした非常に大きな状況の変化があったものですから、それに対応するために迅速な政策の転換が必要になっているという状況でございます。

そこで今回の調査、平成25年前後の土地政策の方向性として考えておりますのは、我が国の経済社会の再構築に向けた資産デフレからの脱却を目指すということで、日本再生戦略にもうたわれたところを中心にしてやっていきたいということでございます。

その場合、財政事情等が非常に厳しい中で、とることのできる政策手法というのは限られているわけでございます。そういう中でございますので、できるだけストック対策とフロー対策といったものを今まで以上に適切に組み合わせ、相互に補い合いながら有効に機能するように総合的な土地政策をタイムリーに実施していくことが今まで以上に不可欠な状況でございます。

ストック対策としては、土地・建物の立体的有効利用を進める。これは低未利用地の対策ですとか、容積率の調整、保有に関する税制等があるかと思っております。

フロー対策としては、不動産市場の活性化、流動化をさせたり、CRE 戦略等の側面があるろうかと思えます。それから、取引に関する税制等の手法。

こうしたストック、フローの対策を組み合わせながら、今まで以上にやっていかなければいけないという状況がございます。

2 ページでございます。

その上で、3 調査の統合・基幹統計化をさせていただきたいということの必要性、あるいはその政策への活用の具体的な形でございますけれども、先ほど申し上げましたような土地政策の転換を実効あるものとするためには、土地・建物に関する基本的な情報を相互に整合性のあるものとして正確かつタイムリーに把握できるように3 調査を統合・基幹統計化させていただくということと、さらにはさまざまな行政的な調査なり情報がございまずので、そうしたものをこの基本調査と組み合わせながら、政策の企画立案ですとか、効果検証に反映をさせていく必要があろうと思っております。

具体的には、1 つ目は（1）土地の立体的有効利用の促進という面でございます。

従来の調査体系での問題点として、従前から申し上げておりますように、土地と建物の所有状況を別々の調査として把握しておったということで、その利用を平面的にしか推定ができていない。土地の所有状況と建物の所有状況を一定の推定でもって結びつけていたということがございまして、このための土地の低利用の状況ですとか、立体的利用の実態が必ずしも十分に正確に把握できていない部分もあって、土地の立体的な有効利用を促すような施策が適時適切に講じ切れていないようなおそれもあったと考えております。

そこで3 ページでございます。

土地・建物の所有状況を番地、号という形まで正確に把握させていただくことになりまして、先ほどの図示と違って、実際には土地・建物の結びつきがクロスするような形になっていたということが土地の立体的利用の実態として正確に把握できてくるということがございます。

また、都道府県ごとの容積率のデータが下の表にございますように、表側を県単位、ブロック単位にしておりますので、表頭を容積率にしておりますけれども、そういった形でより正確に把握ができるようになってまいります。こうしたことの把握ができるようになる効果として低未利用地対策、これは市街地の活性化のようなこと、あるいは工場跡地の活用等、さらにはややかぶるところがございまずけれども、土地の有効利用対策として容積率の特例措置を講じるとか、区画整理事業を推進するとか、そういったことをよりきめ細かく施策としても措置ができますし、地方行政の現場においてもその活用がより一層進んでいくのではないかと考えております。

このほかにも、土地の有効利用を促す保有税制ですとか、環境に配慮した建物の新設を促す助成措置とか融資措置等の施策の企画立案にも、こういった情報は有効に使わせていただくと考えております。

そういったことを通じて、土地の有効利用が促進されますので、地域社会ですとか、経

済の活性化にも十分貢献できると考えております。

4 ページでございます。

もう一つの例といたしまして、新しい調査体系の中で土地・建物を通じた総資産額が建物の利用現況とか本社の所在地別で正確に把握ができるということで、下の表のようなものが作れると考えております。

一方で、我が国の不動産の資産については、REIT を含め収益不動産等々のボリューム感というのは、右側に書いておりますような状況であるということを全体としてはさまざまな情報ですとか、調査によって把握をしておるところでございます。

こういったものを例えば信託受益権の設定状況とも関連をさせながら、不動産の流動化の施策ですとか、企業が CRE 戦略をお立てになるような場合のガイドラインをお示ししたり、あるいは企業自体がこうした情報を CRE 戦略の企画立案にお使いになるということも想定できると考えております。

そうしたようなことが進めば、不動産市場の活性化ですとか、土地についての企業行動がより合理化になるということで、先ほどの資産デフレからの脱却という点でも効果が期待できると考えております。

5 ページでございます。

適切な土地所有・取引の誘導という切り口で書いておりますが、これも従来から図表などでお示しておりますように、従来の調査体系ですと、法人土地調査と企業土地調査を別々の調査として実施しておりましたことから、ストックデータとフローデータの一体的な利用が進んでいないような状況があるわけでございます。ストック統計は法人土地基本調査、フロー統計は企業の土地取得状況等に関する調査ということでございますが、このデータが別調査ということでなかなか接続ができないということで、どういう企業がどのどのような土地をどれぐらい所有しているかということと、どのような売買がなされているのかということの正確に結びつけた把握ができないことから、例えば保有税制と取引税制というものをうまくバランスをとりながら、適時に税制措置を講じるということが困難な面があったり、あるいは土地所有・取引の重要な主体である企業の CRE 戦略を適切な方向に誘導していくようなガイドライン等がなかなかきめ細かに作れないというところがあったと考えております。

6 ページでございます。

新しい調査体系では調査を一体的に実施させていただいて、上記のようなストックデータとフローデータの不整合を改善することによって、ストック構造の変化と時々のフロー情報の関係を整理できますし、地域的・時系列的に施策の効果もより正確、迅速に把握ができていくと考えておるところでございます。

図の方は、平成 25 年に基本調査を一体的にやらせていただいて、その後、土地のフローについて所在地別なりに把握をして、時間的推移を分析していく。また平成 30 年には基本調査をやらせていただくということですがけれども、5 年間のストック構造の変動要因を地

域別に把握することも可能性として追求できると思っています。

その下の表でございますが、これはまさにいろいろな施策の効果ですとか、経済の動向が土地の取引という形で、都市圏と地方圏でどういうふう動きが異なるのか、あるいは都市圏と地方圏で因果関係があるのか。それが年を追ってどういうふうに変化していくのかということが把握できるということになるかと思えます。

7ページでございます。

これはまさにストックのデータとフローのデータを組み合わせて表を作るイメージでございますけれども、例えば法人属性に着目した流動性指標ということでございますが、表側に法人属性を業種別なり、企業の大きさということで資本金階級別なり、あるいは土地所在都道府県別なりにとりまして、表頭として流動性指標そのもの。これは注で書いてございますが、額あるいは面積ベースで、期初所有分で期中取引分を割った比率をとることで、取引のボリューム感というか、あるいはその回転数といったようなこと、要するに流れの大きさ、勢いというのが把握できると思えます。

また、その下の表は、フローの積上げによるストック変化の推計のイメージでございますけれども、これは、期初所有面積を押しえて、期中取得の状況あるいは期中売却の状況を足したり引いたりして、期末所有面積が計算できるわけで、データがきちんととれていれば、母集団全体の推計ができるようになると思っております。要するに乗率的なものがきちんと計算できてくると思っております。

そうしたような姿をとらせることで、その効果として、例えば納税者のいたずらな負担増加にならないように、土地に関して保有税制と取引税制をきめ細かく組み合わせて、土地の有効利用ですとか、取引の促進、あるいは必要によっては抑制も図らなければいけない場合がありますが、それを誘導したりとか、逆に税制措置の効果というものを地域的あるいは時系列的に把握して、またそれを政策的にフィードバックしていくようなことが今まで以上にできるようになると考えております。

また、企業のCRE戦略についても、業種なり、規模、地域別に、ガイドラインをきめ細かく示し、土地についての企業の適切な行動を誘導していくということも今まで以上にできるようになってくると思えます。

そうしたことの効果として、地域経済の活性化、あるいは企業行動の合理化、不動産市場の活性化ということも図られていくと思っております。

8ページの3番はまとめというか、やや重複するところもございますけれども、要するに3調査を統合・基幹統計化させていただいて、法人土地・建物基本統計という形で取り組む。その場合に、名簿の統一なり、回収率の向上、疑義照会の一体化あるいは記入の正確化、さらには集計において統一した乗率による推計ができるようになるか、そうした改善の努力あるいは効果というものが見込まれて、土地政策への活用ということで、先ほど申しました最近の状況を踏まえたよりきめ細にストック対策とフロー対策を組み合わせた総合的な土地政策をタイムリーに展開することが可能になってくるわけでございます。

一方で、下側の水色の部分でございますが、先ほど申しましたような改善の取組をさせていただき実査の過程を通じまして、法人ごとに接続したデータの確保ということも効果として図られると考えております。

前回の調査の際の御審議の答申の中の今後の課題として、いただいた部分が下に書いてございますが、ストックの調査とフローの調査の両調査では、資本金1億円以上の部分が共通でございますので、そのパネルデータということについて今後も継続をして作成することが必要である、あるいは広く国民の方々に利用していただけるようにパネルデータの分析結果の公表についても検討する必要があるということで、いただいた宿題に対しても一定の対応ができていくと考えておるところでございます。

以上が資料1でございます。

間にパネルデータ作成の取組という資料が入っておりますが、その前に資料2でございます。

これは今、資料1で御説明いたしました中にあった表を順次並べてございまして、資料1の6ページにあった容積率の表が実際の表の作りとしては2ページのような形で、表頭、表側、求めるものが新しくできてまいりますし、資料1の4ページにございました土地・建物の一体的データとして、3ページは件数、4ページはその資産額でございまして、新しく作成がされることになるわけでございます。

資料2の5ページの地域間のフロー把握に係る結果表というのは、資料1では6ページの下の年を追った地域間の波及ということで申し上げたところでございますけれども、それがこの表に当たる部分でございます。

なお、直接にストックとフローを結びつけた表はないのかということなのでございますが、資料1の7ページで申し上げました流動性指標のイメージですとか、ストック変化の推計のイメージというものを表にまとめておりますが、これは今回の私どもから総務省に対して申請をさせていただいた中には入れておりませんでした。と申しますのは、今回初めてやる試みということもございまして、数値がどのようになるのかということを見極めた上でこういったようなものも、例えば総合報告書ですとか、その付属表とか、別途特別に集計をするという形で取り組んでいきたいと思っておりますので、今回の申請書類の中での集計表には入っておらないというのが実際のところでございます。

なお、長くなって恐縮ですが、資料1と資料2の間にパネルデータ作成の取組という資料が参考ということで入っているかと思えます。これは北村委員から、前回パネル化ということで名前だけでやっているということであると、それは極めて初歩的なものであって、きちんとした努力をもっとすべきだという御指摘がございましたので、今回、私どもが今やっておるようなことを御説明させていただいた上で、今後の方向性を少し整理したものでございます。

ごく簡単に申し上げますと、1億円以上の会社法人については、両調査に共通するわけですので、法人単位でのリンクということが概念的にはできるわけでございますので、パ

ネルデータの作成ができるかどうかということでやってみているところでございます。

下の図で見てくださいましたように、例えば10年と15年という5年間の間に、1回でもどちらかの調査に該当した法人については、一応パネルデータを作成する上では元データの中には格納しております。その中でいろいろなタイプがございまして、途中で参入される、あるいは5年間全年調査の対象になっている、あるいは途中で退出をされたり、途中で退出をされたけれども、また入ってくる、逆に途中で参入されて、また出て行かれるなどいろいろございます。ここで私どもでやってみておりましたのは、全部の年について、全部の調査について継続してお答えいただいた法人ということで、網かけになっておりますが、10年～15年の間ですと9,773法人、15年～20年の間ですと6,442法人あったということで整理をしております。

2ページでございます。

①の法人土地の中のリンクの状況でございますけれども、これは事業所・企業データベースを母集団にしてやっておる調査でございます。これは事業所・企業データベースの整理の仕方として、更新の際にID（事業所コード）が引き継がれないということで、前回調査で用いたデータベースとリンクができないということがございますので、別途、名簿整理の際に前回調査名簿との接続ということで、名称のほかには住所とか電話番号によるマッチングなどを行っております。

②企業土地内のリンクでございますが、これは1法人につき1法人番号で名簿の整備とかデータの管理をしておりますので、法人番号により各調査年の間のリンクができるようになっております。

そこで③の両方の調査のリンクということで考えますと、両調査はもともと別々の名簿の整備とか実査を行ってきたものですから、共通するIDは当然ないわけでございます。法人土地の調査年には、両調査の名簿の共有化を行っておりますけれども、両調査の間をリンクするには、法人の名称ですとか、住所、電話番号を用いて機械的にマッチングして、法人の名寄せをしておりますが、その際に、名寄せができなかった法人についても、名称の変更、移転等さまざまのところから沿革の情報を取って手作業でリンクする試みは行っておるという中で9,000なり、6,000という数字になっておるということでございます。

3ページは、今後の方向性ということでございます。

継続的に法人と法人のリンクができ、かつ全調査年で継続して回答が得られる法人が、今までですと必ずしも母集団に対して大きな数字でなかったわけでございますが、そのような中では、後ろに参考としてつけておりますが、存続法人と解散法人という大きなくくりで経年的に購入と売却の状況を総合報告書の中で掲載させていただいているという形で結果を公表させていただいておったところでございます。

また、両調査の結果で乖離の大きい法人については、相互連携して疑義照会方法等の改善を実施してきております。また、母集団名簿整備の充実に向けて、時点の違いによる法人名称や住所情報の揺らぎですとか、容易にパネル化できない法人が存在するという事

で、これまでの両調査の名簿の関係ですとか、連携のあり方ということについても工夫をするよう取り組んでおります。

いろいろ課題はあるわけですが、パネルデータを整備した場合にできるのではないかとということで一つの事例として、4ページに図解がございます。

企業の CRE 戦略とも関係をいたしますけれども、最近の動きとして、グループ企業のホールディングスを作って、例えば関連企業が持っている不動産の管理を新しく作った子会社に一元的に管理してもらおうということも行われているわけですが、子会社、下の株式会社 A というものですが、資本金が 9,000 万円になってしまうと企業土地の対象にならないので、企業土地だけ見ていくと把握ができなくなって、グループ間での土地の受け渡し、管理の仕方が分からないという状況が出てしまうのですが、例えば 25 年の法人土地基本調査の中で、これをグループ単位でパネル的に追っていくことで、グループ全体としてどういう土地についてのビヘイビアが行われるかということは分析できるのではないかとということで、試みを行っているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、資料 1 と資料 2 につきましては、以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

資料 1、資料 2 に基づきまして、法人土地調査と企業土地調査の統合による政策への活用可能性、さらには 3 調査の統合に伴い新たに作成される集計表の例に関して御説明をいただきました。

委員・専門委員の方から、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の後半のパネルの説明なのですが、ありがとうございます。リンクの仕方については、ある程度理解できたのですが、お話を聞いていても、なかなか統一した法人の ID がないので、それで苦労されているということなので、今後というか、今後の要望としては、当然ながら経済センサスで使われるような企業法人コードを使えるようにしていただければ、そちらで苦労されているようなことはかなり軽減されるのではないかとということで、それは強調しておきたいと思います。

もう一つですけれども、ここでリンクされているのは、例えば全年継続で回答されている企業がこれぐらいありますという話ですが、土地の取引について考えますと、解散するとき土地を放出したりするということが多いので、やはり退出していく企業、あるいは参入してくる企業はそれによって土地を新たに取得するとか、そういうことがありますので、ダイナミックな話を考えましょうという話の中には、参入、退出で土地の新たな必要性とか不必要性が出てきて取引が起こるのだという話とリンクしているはずですから、そういう側面もなるべく把握できるような工夫が必要かと思えます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

御意見、御要望として承りたいと思います。

ほかにかがででしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 資料2の都道府県別のフローの把握ができるようになることに関してでありますけれども、土地取引、これは帳簿価格の取引を把握する。それと面積ですね。これを時価ベースの土地取引額にSNAでは直す必要があるわけですが、この場合、全国一本でやるよりは、47都道府県別にその情報が得られると、精度の向上の意味では大変有用であると思います。

昔、帰属家賃を全国一本ベースでやっておりました時期がありまして、そのときにこれは過大評価になっているのではないかという批判があったわけですが、それを47都道府県別に推計するということで問題の解消が図られたというケースもございます。

もう一つ、県民経済計算におきましても、現在、経常勘定までの作成に留まっている県が幾つかありまして、土地取引を含む資本勘定は作成していないという県が幾つかあるのですが、この都道府県別の土地取引の情報がありますと、1つその壁が取り払われるということで、その面でもよろしいと思います。

さらに言いますと、帳簿価格だけではなくて、実際の取引価格による金額であるとか、あるいは取引相手の制度部門であるとか、地目まで分かると非常によろしいのだと思いますが、その辺はないものねだりということであろうと思います。

それと質問が1つあるのですが、資料2の4ページに「一体的に所有されている土地・建物の総資産額」と言っているこの「総資産額」は、土地については地価関数などを使った時価ベース、建物については最初から使っているか、新設するとして幾らかかるか。それに償却年数をかけたもの。ですから、時価評価と考えてよろしいのでしょうか。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 おっしゃるとおりです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかには御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

確かに、資産の評価に関して、時価と簿価の扱いについては、前回も牧野専門委員からも御意見がございました。ただ、そのことに関して、次回調査ですぐに修正するというのは、技術上も大変難しい点であろうかと思っておりますので、とりあえず現行の方法を踏襲するというところでお認めいただき、前回の宿題となっておりました法人土地調査と企業土地調査の統合による政策への活用可能性、さらに3調査の統合に伴い新たに作成される集計表の例の2点に関して、きょうの補足説明及び質問、御要望等とそれらに対する回答を踏まえまして妥当ということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の2点に関しましては、妥当と判断させていただきます。

なお、変更後の集計表につきましては、私と事務局とで相談をし、ユーザーである民間会社などの利活用に資するという観点から、現在、民間ユーザーの方に意見照会をいたしております。その結果につきましては、次回第4回部会で御紹介させていただければと思

っております。特に民間の視点から、利活用をどこまで可能になるというか、どの程度より広く利用できるようになるのかという意見を徴取したいということでございます。

続きまして、資料3「平成20年調査における『証券化』に関する調査事項に係る回答状況」について資料を提出していただきたいということでございました。その回答として、資料3を用意いただいております。

これにつきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 御説明させていただきます。

前回、不動産の流動化に係る調査事項として、証券化ではなくて信託受益権にすることで、どれぐらい正確な把握ができるのかという観点でデータの示すようにという御指摘だったかと存じます。

資料3の中で、張り付けてあります水色のものは、20年の調査票の該当部分でございます。建物調査の中で「敷地の権原」の項目の中で、証券化されているか否かということでお尋ねしたものでございます。これについて非常に問い合わせが多く寄せられて、なかなか分かりにくいということで混乱も多かったということをお知らせしたところでございます。

1番のところでございますが、20年の建物調査では、客体から「分からない」という言い方での問い合わせが多かったわけございまして、これについては次のページの上の表でございます。証券化という項目についての不詳に対して、次に多かった階数の不詳、これは階数の地下みたいな話があったので、記入が必ずしもなされなかったところがあるのですが、その比較をしていただきますと、総体的に疑義照会などをやった後でもどうしても積み残ってしまったというものが棒グラフの長さで見いただきますと相当多かった姿があるわけでございます。

これに対して、23年の予備調査の姿として、下のグラフを示させていただいておりますけれども、これは審査前、疑義照会前の状況でございます。というのは、疑義照会、審査の後ですと、どの項目も基本的にはゼロに近いような形つぶしてしまっているのですが、比較にならないものですから、審査前の様子をグラフで出させていただいております。相対的に量的なことしか示していないのかも知れませんが、信託受益権についての調査事項の不詳の部分と、階数等々の不詳の相対的な多さを見ると、かなり前回の証券化というお尋ねの仕方よりは改善をされるという結果が予備調査で出ておったところでございます。これを踏まえて、本調査でも信託受益権でやらせていただきたいと考えております。

なお、先ほど申しましたように、信託受益権ということであれば、概念もはっきりしているということもあって、未記入の場合でも疑義照会で確認のしやすいということもあろうかと思っております。

グラフの下には20年のときの未記入で残ってしまったものの分析をしております。

例えば、業種から見て証券化を行っているとは考えられないような法人で証券化されているという御回答があったので、これをお尋ねしてみると、「証券化」を「登記」と混同されていたということがありましたので、これは信託受益権ということでお聞きすること

で回避できる誤りだと思っております。

3番は、実際は証券化されているのに「証券化されていない」とお答えになったケースでございます。不動産証券化事業をされている法人の中で証券化していないというお答えがあったので、疑義照会をさせていただいたのですが、保有不動産の法的な形態が信託受益権である場合には証券化している、実物不動産である場合には証券化していないという御理解での御回答であったようでございます。これは当然に信託受益権かどうかということでお聞きすれば、そもそも生じない誤りということになるかと思います。

そういったことで、いずれにしても信託受益権ということでお尋ねすることで、より正確な回答が得られるような改善が図られると考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この件は、中野専門委員から前回お尋ねがあったものでございますが、資料3の回答についていかがでしょうか。

○中野専門委員 実態がよく分かりました。

言葉の使い方によって回答者の解釈が変わるということで、特に不動産の場合、専門用語が結構多いですから、専門用語を一般の方でも理解できるような表現をいかにするかというところが一番重要かと感じました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

少なくとも、平成20年のときの調査と平成23年に行われた予備調査の結果を比較しますと、「信託受益権」という言葉を使うと不詳が少なくなるということが数値的にも示されておりますので、この「信託受益権」という言葉を使うことに関しては特に問題がないと思いますが、牧野専門委員、何か御意見ございますか。

○牧野専門委員 証券化と信託受益権は、それぞれ概念がぴったり一致するものではないと思いますが、今こうして証券化事業に携わっている法人ですらこういう回答があったということであれば、信託受益権という形でアンケートをとった方が、より確度が高くなるのかと思いました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しましては、既に前回おおむね適当と御判断をいただいていたわけですが、きょう資料3で改めて予備調査の結果も踏まえて、数値的な形で証拠を示していただきました。この証券化の項目に関しては適当ということでよろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、標本設計の一部変更に関して前回宿題がございまして、それに関して資料4を用意していただいております。

これについて、調査実施者から説明をお願いします。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 前回の部会におきまして、標本設計に

関してお尋ねを何点かいただきました。

1つは、NPO 法人の標本の取り方、配置の仕方という点でございます。

ア、イ、ウということで整理をしておりますが、NPO 法人の中でも大都市所有法人については全数をとる、あるいはナショナルトラスト、これは環境的な活動あるいは文化的な活動で土地を所有するということでございますが、こういったものについては調査の結果への影響が大きいということで、引き続き全数でやらせていただきたいと思いますっておりますが、これら以外の NPO 法人については、原則的に都道府県別に 50%を単純無作為抽出で選ばせていただくような形に変えさせていただきたいと思っております。

ただ、都道府県別の下限值を決めて、その下限値に満たない県については、法人数の多い都道府県から移すような傾斜配分をいたしておるところでございます。

標準誤差の関係でございますが、これは 2～4 ページに表としてまとめておりますけれども、それぞれ 2 ページの a の表でしたら、標準誤差率を 15%とする、b の表でしたら 20%以下とする、c ですと 15%以下とするという目標を置きまして取り組んでおります。

a、b、c の表自体は、20 年の結果を 25 年の表章区分に組みかえて標準誤差を計算して出してみたものでございます。その際、先ほど言いました 15%ないし 20%という目標精度に対して標準誤差が大きい層というのは、見ていただくとどうしてもあるかと思えます。これについては、私どもがやっていることとして、事前に大土地所有法人というものを把握して、それは全数に充てているわけでございますが、それが把握漏れをしていたというのが、たまたま標本抽出で当たってしまったということですか、調査の前後で属性、例えば業種が変わったとか、資本金階級が変わったという移動が生じたということ、それから、もともと目標の標準誤差は回収率 100%という前提で目指す数値でございますが、現実的には回収率が 100%にはならないということがございますので、こういった要因で大きな数字が出てしまう区分が出ているということでございます。

5 ページのところ、25 年調査の見込みについて整理しております。

大土地所有法人については、事前に 20 年の調査結果ですとか、2010 年の農林業センサスの結果などで事前に把握をして、全数調査の対象として扱い、これらについて全て回収するという前提で標準誤差はゼロとなるように仮定をした上で、先ほどの 15%ないし 20%という目標の標準誤差率を達成できるように標本のサイズを確定しております。

その中で、不動産業の「1,000 万円以上 3,000 万円未満」の資本金の層に係る抽出方法の変更につきましては、2 ページの表で「11 不動産業、物品賃貸業」の「1,000～3,000 万円未満」のところでございますけれども、5.55 ということで比較的小さかったということがございますので、この部分を全数調査から標本調査へ変更する、その際に、調査の精度への影響は小さいと見込んでおるところでございます。

また、会社法人以外の中で医療法人の表というのが 5 ページの上に載っておりますけれども、抽出率を 0.2 から 0.5 に上げさせていただきたいということでございますが、これによって標本サイズが 20 年の 8,000 法人から 25 年の 2 万 2,000 法人になります。という

ことで、2.75 倍の標本サイズになりますので、表で所有面積の標準誤差は 8.57 で、会社以外の法人の中では高くなっているわけですが、非常に粗々の計算ですが、 $8.57 \div \sqrt{2.75}$  ということで、5.17 に低減すると見込んでいるところでございます。NPO 法人に係る抽出方法の変更に関しても、標準誤差への影響は小さいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関して、まず NPO 法人の標本配置に関しては、北村委員から御質問がございましたが、いかがでしょうか。

○北村委員 これでよく理解できました。結構でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、標準誤差率に関して、これは西郷委員から御質問をいただいたものでございますが、今の説明に関して御意見をいただければと思います。

○西郷委員 現状の層別に従って標準誤差を評価するとこういうふうになるということで、特定の層について見ると、先ほど御説明がありましたとおり、規模の移動なり、業種の移動なりがあって、目標としている精度を達成できないというところも幾つかというか、かなりの数あるようではあります。

ただ、土地に関しては、私はもとのデータを拝見していないわけですが、ヒストグラムがかなり偏っているというか、恐らく標準的な正規近似等でサンプルサイズを計算しても、なかなかうまく目標精度というのは達成できないというのが現状なのではないかと思えます。それは恐らく土地の所有とかそういうことに関して、何かキーになるような変数というのをを見つけるのが結構難しく、資本金の業種あるいは資本金の階層ではなかなかうまくサンプルサイズを減らすような層別というのは難しいのではないかと理解いたします。この点に関しては、経済センサスの活動調査等でより有効な変数というか、情報が入ってから、その段階でもう一回層別を考えるというようにしていただいた方が、恐らく労力の有効活用という面からはいいのではないかと思いますので、今回はこれによろしいのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、今回この標本設計の一部変更として、今、容認のありました NPO 法人の抽出率を 1.0 から 0.5 に変更するということと、不動産業、物品賃貸業の資本金 1,000～3,000 万未満の階層において全数調査から法人数の多い一部の都道府県については標本調査に変更するという計画でございますが、今、御紹介いただいた数値的な根拠も踏まえて、この変更で適当ということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、標本設計の一部変更については、以上にさせていただきます。

続きまして、報告を求める期間の変更の部分で、他の大規模調査（基幹統計調査）の調査実施期間との重複のおそれはないかということから、確認の意味で変更に伴う新たな状況がどうなるかということを変更して資料を提出していただきたいということでお願いをしたところ、資料5が提出されております。

これに関しての説明をお願いいたします。

○平岩国土交通省土地・建設産業局土地市場課長 資料5の表でございますけれども、大規模調査（基幹統計）に限りまして、かつ法人が調査客体ということで、バッティングしそうなもので確認するため、総務省のホームページ上に載っているようなところを中心に、まず私どもで作ってみまして、基準担当の方で見ていただいた資料でございます。

これで見させていただきますと、一番上が今回諮問されております法人土地・建物基本調査でございますけれども、その周期年として、平成25年の後、平成30年、35年の7月～9月に実施させていただくとして、そのほかの統計について見ますと、法人企業統計調査は、毎年四半期ごとに行われてまいりますので重複する部分はございますけれども、ほかの調査とは月単位で見た場合には、うまくずれていると申しましょるか、重複期間が余りないのではないかと考えております。

ただ、大変恐縮ですが、漁業センサスは水曜日に諮問がありましたけれども、調査時期を11月ではなくて1月に後ろ倒しするということですが、それにしても重複期間が変わるわけではないと思いますが、そこはおとといできょうの話でございますので反映しておりませんが、そういったことで○のつき具合を見ていただいて、余り重複はないのではないかと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から若干補足いたします。

資料を御覧頂いてお気づきのとおり、資料に経済センサスー活動調査が記載されておりますが、これは当初、基本的に7月に実施される予定で計画されておりました。ただ、24年度につきましては、SNA等々の要請で実は2月に実施されております。

一方、来たる平成26年ないしは28年調査というものがいつ実施されるかについては現在検討中でございますが、恐らく夏ごろということになりそうなのですが、未だ特定はされておられません。ただし、本統計調査が先行して実施されるものですから、このところを考慮することはきついなということで空白にさせていただいております。

以上でございます。

○廣松部会長 今、御説明いただきましたような状況であり、少なくとも資料5を見る限り、他の調査との重複のおそれはないと判断されます。

ただ、確かに今、事務局から説明がありましたとおり、次回の経済センサス基礎調査および活動調査に関しては、現在計画中ということであり、少なくとも今回の部会の審議では、それらを考慮するのは難しいように思いますので、資料5に基づき重複状況に関して

は問題がないと判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、他の大規模調査との重複状況に関しては問題がないとさせていただきます。

一応、ここまでで前回の宿題は終わりました。

本日の他の議題といたしまして、まず資料6に「審査メモ(変更)」を出させていた  
いております。これは既にお配りいたしました第1回のときの資料4「審査メモ」の9ペ  
ージの「Ⅱ 法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的の変更)」のと  
ころでございますが、それに関しまして、資料6のように変更したいというものでござ  
います。

これについて、説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官付副統計審査官 資料6を御覧いただきたいと思います。

今回の「法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的の変更)」とい  
うことですが、今回3調査、法人土地基本調査と建物調査、企業の土地取得状況に関  
する調査が合わさって調査後作成される基幹統計といたしまして、「法人土地・建物基本  
統計」という名称に変更するというのが1つ。

また、この3調査が合わさることによって、統計の方も目的が変わってくるという  
ことで、今まで法人土地基本統計では、法人の土地の所有及び利用状況を明らかにする  
ことだったのですが、今回この中に建物とフローの部分が合わさるということで、「法人  
の建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等の状況を明らかにする。」という目的  
を追加するというで考えておまして、①と②で論点を幾つか挙げさせていただきました  
が、こういったことが妥当か、こういった目的を追加することについて問題ないかとい  
う形で論点として挙げさせていただいております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この論点自体は、今まで詳細に個別に変更に関して御議論いただいた結果を踏まえる  
ものでございますが、まず名称の変更、目的の追加という2点でございます。この点に関  
して、特に御意見はございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、この審査メモの「Ⅱ 法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称  
及び目的の変更)」に関しては、適当と御判断いただいたとさせていただきたいと思  
います。どうもありがとうございました。

続きまして、これまでの部会の審議の中でも出てまいりましたが、中間年におけるフ  
ロー調査の実施についてでございます。これについてはたびたび説明を加えております  
が、今回の諮問答申の対象になっているものではないのですが、当然のことながら、平  
成25年調査に関して、これまで御審議いただいたような形で統合した形で調査を行  
うことと、その後の中間年のフローの調査をどうするかということが密接に関連した  
問題です。それ

に関しましては、既に前回いろいろな形で御意見をいただき、それを調査実施部局、事務局とも現在御相談をしているわけですが、それに関しまして、とりあえず本日の段階では、資料7のような形で整理をさせていただければと思っております。

これについて、事務局の方から説明をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 経緯につきましては、今、部会長から御報告いただいたとおりでございます。

恐縮でございますけれども、資料につけております参考の「第28回サービス統計・企業統計部会結果概要」をお手元に出していただきたいと思っております。

「5 概要」の3つ目の○でございます。これは前回の結果概要ですが「7 行政情報の活用」及び本答申事項ではないが、密接に関連する中間年のフロー調査の扱いに関する考え方については、次回部会において再度審議した上で、答申時に「部会長メモ」として提示することについて了解されたということにさせていただいてまいし、御了解をいただいております。

ただし、いきなり「部会長メモ」を御提示するのも、本日の部会審議もまだ踏まえていない状況ですので、とりあえず部会長とご相談させていただき、まず「方向性」というものについてまとめたものと御理解いただきたいと思っております。

資料7を読み上げさせていただきます。

「平成25年のストック調査にフロー調査を統合することについては、ストックとフローを合わせて、地域別の土地の取引動向を把握し、施策の波及効果の検証をするものであり、統計の体系整備の観点からも適当と認められる。

一方、中間年のフロー調査については、今後、報告者負担の軽減や調査精度等の観点から、国土交通省は、政策統括官（統計基準担当）ともよく調整した上で、どのような形で実施するか結論を得ることが適当である。

なお、中間年におけるフロー調査については、今回の諮問事項ではないため、今回の答申には盛り込まず、部会長メモとしてまとめることとする。」という3つの構成でございます。

一番上は、本日の国土交通省からの説明のとおり、おおむね妥当ということで認められておりますので、特に問題はないかと思っております。

一方、中間年の調査の考え方でございますけれども、今後の話というのは、今回の諮問事項ではございませんので、統計法の規定に基づきまして、通常どおり承認申請をしていただき、政策統括官の審査を経て実施していただくという形になります。したがって、そういうことを前提といたしまして、今後、政策統括官、いわゆる審査担当部局と調整した上で結論を得るということにさせていただいております。

なお書きは、前回部会の結果概要にあるとおりの方向性でございます。

なお、これを御了解いただいた上で、次回、委員会に対して部会長が発言されるメモというものにつきまして御審議いただこうかと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、説明いただいたような形で取りまとめさせていただきましたが、この件に関しまして、何か御意見はございますでしょうか。

当然のことながら、調査実施者の方とも十分意思疎通を図った上で、部会長メモを作成したいと考えております。

中野専門委員、どうぞ。

○中野専門委員 質問なのですけれども、文章を読んでいます、特に真ん中の部分ですが「政策統括官（統計基準担当）ともよく調整した上で、どのような形で実施するか結論を得る」ということですが、これはやるかどうか分からないということなのではないでしょうか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 本日の議論の中で、部会長としては中間年の実施について、それほど消極的な御意見ではなかったと理解しております。、ただ、そのところは、本来的には審査を担当する政策統括官と調整して実施するという話ですし、ここの部会の中では御結論はいただいているものではないので、こういう書き方にさせていただいたということでございます。

○中野専門委員 今回の議論の対象ではないということなので、特に意見を言う場面はないのかもしれませんが、不動産のデフレ脱却という意味で、フロー調査は非常に大きな役割があると思っていますので、ぜひとも毎年やっていただきたいという要望だけは述べておきます。

○廣松部会長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 一般論なのですけれども、この「部会長メモ」というものの扱いというのはどういう形になるのですか。正式の答申の内容とは違うものなので「部会長メモ」とするというお話だったのですが、ではその「部会長メモ」というのが作成された後で、その「部会長メモ」というのはどういう効力を持って統計委員会の方で扱われるのでしょうか。

○廣松部会長 メモそのものは、当日席上配布という形で配っていただく予定です。それを私の方から答申案文の報告と同時に読み上げさせていただいて、委員会の議事録にとどめていただきます。

ただ、答申文ではありませんので、それほど強い拘束力を持つものではないです。しかし、先ほど事務局から御説明があったとおり、少なくとも、この部会の委員・専門委員の方々の総意を得たものとして、部会長として報告させていただきたいと思います。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 同時に、前例もございますので、「部会長メモ」を出すこと自体は特に問題はないと思っています。

それから、先ほど中野専門委員からございました御要望に関しまして、私も大変強く受け止めたいと思います。ただ、これは手続論の話で恐縮なのですが、今まではこのフロー調査は継続調査としてずっと行われてきたわけですが、平成 25 年にときに、結局一部が基

幹統計の中に組み込まれることになり、今まで継続してきた調査は一旦中止という形になります。そうすると、もしフロー調査をもう一度中間年に行う場合には、新規の一般統計調査の申請という扱いになります。したがって、ここに「政策統括官（統計基準担当）ともよく調整した上で」という書き方をしたものでございます。

○中野専門委員 毎年のは、別調査という位置づけになるということですか。

○廣松部会長 今回のこの審議の対象は平成 25 年の調査でございますので、平成 26 年以降、中間年にフローの調査を行う場合は別調査という形になります。

そこは、もうちょっと中長期的な課題でございますが、フロー調査がある程度継続して行われ、安定したときに、それを基幹統計にするのかどうかを検討したうえで、もしそれを基幹統計とする場合には、今回審議をいただき、適当と判断されましたこの統合調査との関係をどうするかということに関して、改めて諮問答申の形で御審議いただくということになるかと思えます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 ということは、5年に1回のストックとフロー調査は1つのものとして見る。その中間年の4年分は一般調査でやって、また5年後にはフローとストックを基幹統計としてやる。そうすると、フローが5年ごとにあるのだけれども、それは基幹で、その間の4年分はどうするかこれから考えましょうということですか。

○廣松部会長 はい。

その点についてはほかの調査の場合、5年に1回のを大規模調査という名前で行い、その中間年を簡易調査という扱いでしているところもあります。ですから、そのような前例もありますので、この法人土地・建物全体の調査に関してどういうふうにしていくかということは、先ほど申しました意味で中長期的な課題かと考えております。

よろしいでしょうか。

○北村委員 結構です。

○廣松部会長 資料7は、本日の時点では、こういう形でとりあえず取りまとめさせていただいて、次回、答申案文を最終的に御審議いただくときに、当然のことながら、この「部会長メモ」も御提出し、御承認いただくということにしたいと思えます。

それから、先ほどの結果概要にもございましたが、今回審議の過程でいろいろな課題、この部会の範囲内には収まらない課題が出てまいりました。具体的に行政情報の活用の問題、それから、これはある程度今のフロー調査の実施とも関係しますが、報告者負担の問題です。ストックとフローの調査を同時に行い、特にフローの調査を毎年行うということになると、かなり報告者に負担がかかることになると考えられます。

したがって、中間年におけるフロー調査に関するもの、行政情報の活用に関するもの、報告者負担の考え方に関するものの、3つ「部会長メモ」を用意させていただければと思います。それを先ほど申しましたような位置づけで統計委員会に報告させていただければと考えております。

確かに3ついっぺんに出すというのは異例なのかもしれませんが、少なくとも今回の審議の中で委員・専門委員の方々から御指摘いただいたことに関しては、やはり率直にどうか、委員会の方に報告をすべきであろうと考えますので、そのような扱いにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、資料7に関しても御了解いただいたことにしたいと思います。

では、資料8は未定稿の答申文の案を提出させていただいておりますが、現在47分、48分なのですが、あの時計で3時まで一旦休息をさせていただきます。

どうもよろしく願いいたします。

(休 憩)

○廣松部会長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、一応個別の論点に関しては御判断をいただきましたので、未定稿でございますが、きょう資料8として答申案をお示しし、いろいろ御意見をいただければと思います。

御覧になってお分かりのとおり、きょう審議を行いましたものも含めまして、ペンディングのものがかなりございます。その辺は、きょうの結論を踏まえて、改めて次回、最終稿をお示しし、御審議いただくことにしたいと思います。

ただ、きょうの審議で、特に今回の3つの統計を統合して、それによって政策の利活用に資するという点については適当と御判断いただきましたので、大変大きなところがクリアできたのではないかと考えております。

それでは、資料8に関しまして、事務局から説明をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、事務局から御説明いたします。

お手元の資料8でございますが、ただいま部会長から御説明がありましたとおり、あくまで未定稿ということで、仕掛品という御理解をしていただければと思います。

それと位置づけですが、本日の部会審議の結果は反映されておらず、1回目と2回目の結果のみを反映させていただいております。また、本部会において結論が出ていないものは「P」という扱いにさせていただいております。

なお、この資料の扱いでございますが、本日この部会で議論いただきますとともに、次回部会で再度議論いただく予定です。次回は、本日の結果をさらに反映させまして、部会長、調査実施者等々と御相談させていただいて、作成の上、提示させていただく予定です。

位置づけは以上でございます。

2つ目に、全体の構成を御説明しておきます。

まず、「記」の前が、現在では本部会でございますが、部会としての結論でございます。

いわゆる適当であると判断して答申するというものでございます。

「記」以下でございますけれども、構成は4つに分かれております。

1 ページ目は「1 本調査計画の変更」部分。

7 ページ目は、今までの答申では余り例を見ないのですけれども、委員会で質問がでるなど前回の答申の課題について結構ウエイトが重とうございましたので、この部分を新たに一つ柱として立てまして、ここについての御判断をいただくという形にしてございます。

9 ページ目は「3 今後の課題」。

10 ページ目は、諮問の2つ目、いわゆる統計調査ではなくて、法人土地基本統計というものの指定の変更についての御判断をいただいているということでございます。

大きな構成は以上でございますが、次に小さな部分の構成を少し御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1の「(1) 承認の適否」については、いわゆる結論部分でございます。

「(2) 理由等」については、調査事項個々について、申請者からの計画事項を書かせていただいて、それにつきまして部会としてどのような理由で妥当としたかということをそれぞれ陳述するという形の構成にさせていただきました。

以下、1につきましてはずっとこ野形式で記載させていただくということになってございます。

それでは、形につきましては一応御説明いたしましたので、中身に入らせていただきます。

まず「記」の上でございますけれども、これは本部会として、記以下のとおり結論を得たと。したがって、諮問を受けた事項につきましては適当と判断して答申いたしますということです。

「記」以下、1からですが、まず、本調査計画の変更全体につきまして、承認の適否ですけれども、調査計画につきましては、統計法に基づきまして審査をするというのが総務省に課せられておまして、そこではどういうことが求められているかといいますと、統計法の10条の中に三つの要件がございます。

具体的に申しますと括弧に書いてございますが、1つ目は、基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること。2つ目は、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。3つ目は、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと、です。

本部会でご審議いただいた結果、これら3つの要件のいずれにも適合するというところでございますので「変更を承認して差し支えない」という言い方にさせていただいています。

ここで「適当」とせずに「承認して差し支えない」という表現にさせていただいているのは、現時点で調査実施者から申請された計画を見る限りにおいて、という制約がついているという趣旨です。したがって、今の時点ではこうである。それはある種、いろいろな意味でいろいろな不確定要素がございますので、そのニュアンスを含ませております。

(2) 理由等でございますが、本調査の目的の変更。この部分につきましては、先ほど

申しましたように「国土交通省の申請では」という形に書かせていただいて、表1のところで変更前と変更後を書かせていただいております。この表の中に入っている変更理由というのは、国土交通省から申請があった変更理由でございます。

第2パラの「これについては」ですけれども、以下、土地の有効活用からずっと書かせていただいて、2ページの2行目、後述1のとおり、本調査の調査事項、集計事項等の調査計画を変更することに伴うものであり、それは適当であろうということにさせていただきます。

説明が漏れましたけれども、なぜここで改めて本調査の名称及び目的の変更を特掲しているかといいますと、統計法第九条第二項では、統計調査の目的及び変更を踏まえて、以下の調査事項、調査方法ないしは集計方法等が適当かどうかというものを判断するという手順となっております、変更についてもそれは準用されます。

したがって、ここは御審議していないという感触を持たれる委員もいらっしゃると思いますが、あえて調査計画の頭のところでこれを妥当とした上で、以下のイの(ア)の部分を承認させていただくという形にさせていただきます。

続きまして「イ 調査事項の変更」でございますけれども、ここはいわゆる宅地などの土地、建物の所在地情報について、いわゆる番地、号までとるという変更の部分でございます。

理由でございますが、これについては土地及び建物の所在地を地番・号まで把握することにより、詳細なデータが得られるということで、用途地域別の容積率を把握する等、土地及び建物の資産額推計の精度の向上に資するものと認められるとして、ここでいわゆる変更理由を本部会として容認するというので、「認められることから適当である」という記述にさせていただきます。

以下、同じでございます。

(イ) 変更事項2は、一体的に把握するというものにつきましてですが、これも同様な形となっております。

(ウ) 変更事項3は、これにつきまして理由のところでございますが、国土交通省が調査結果の有効活用に資するものとするのも妥当と判断できるということで、適当とさせていただきますということで、判断しております。

(エ) 変更事項4は、一応誤記入等を防止するために修正された事項でございますが、これについても、より正確な回答を得るため調査事項を変更するものであり、報告者の誤記入防止、報告者の負担軽減等に資するものと認められるということから、適当とさせていただきます。

なお、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設につきましては、部会で御審議いただきましたとおり、統計の継続性の確保の観点から、将来的には課題であろうけれども、今回の計画ではやむを得ないとのことですので、その趣旨を、ここの文末では「適当」ではなく「やむを得ない」という表現に変えさせていただきます。

(オ) 変更事項5は、冒頭申しましたように、まだ1回目、2回目では明確な結論を得ておりませんでした。本日、基本的に御了解をいただいておりますので、次回お示しするときは「P」を落とす形にさせていただきます。

これにつきましては、フロー事項を把握する調査とストック事項を把握する調査を一緒にすると、よってもって施策に反映していくということを冒頭に書かせていただきまして、これに伴う計画の変更事項を調査計画の変更部分について判断する。

済みません、ここで事務局の不手際で文章が滑落しておりますので、若干修正文を読み上げさせていただきます。

「これについては」以下でございますけれども「②名簿が統一されることにより、パネルデータの作成及びそれに基づく分析を可能にすると期待されることから、適当である。」という趣旨でございます、申しわけございません。そこは手書きで修正していただけたらと思います。

○西郷委員 もう一度読んでいただけますか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 申し訳ありません。「②名簿が統一されることにより、パネルデータの作成及びそれに基づく分析を可能にすると期待されることから、適当である。」ということでございます。よろしいでしょうか。

次、5ページでございます。

5ページにつきましては、本日、標本設計について、それぞれの論点につきまして御議論をいただきました。これにつきましても、それぞれ医療法人についての抽出率の変更、または一部の会社法人以外の法人についての抽出率の変更につきまして記述させていただきました。これらにつきましては、医療法人については基本的に標準誤差率を比較して大きかったため、それから一部の会社法人以外の法人につきましては、結果精度への影響が少ないためであり、いずれも結果精度の向上に資するものと認められることから、適当と判断させていただいております。ただし、この点については、本日の部会でご審議いただいておりますので、その御意見を踏まえ、次回の部会では反映した形で御提示させていただくことになると思います。

(イ) 変更事項2は、資本金規模によって都道府県別に都道府県の法人数を変える話でございますけれども、法人数の偏在が大きいことによるものという理由を明確にしまして、結果精度の向上に資するという理由で適当させていただいております。

6ページでございます。

「ウ 調査方法の一部変更」は、従来、国と都道府県が役割分担しておったわけですが、基本的に都道府県の負担軽減等を図るために修正したものでございます。

「これについては」から読ませてくださいと、「①都道府県の調査事務の負担軽減を図るための措置であること、②国土交通省においてコールセンターを設置し対応する等、十分な対応策をとることとしていること、③平成23年11月に実施された予備調査（平成23年法人土地・建物基本調査予備調査）の結果、都道府県よりも国土交通省の方が回収率

が高いことが認められたことを踏まえて実施するもの」ということでございまして、適当と判断させていただいています。

「エ 報告を求める期間の変更」につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、「また」以下でございまして、長期的（今後10年間）をみても他の基幹統計調査との調査実施時期の重複が認められないことが確認されたということで、適当と判断したということにさせていただいています。

続きまして「オ 統計表の拡充」以下でございまして、これは本日、多々議論をいただきました。変更事項1及び変更事項2についても、基本的には適当ということでございまして、本日の議論を踏まえて、理由につきまして若干修正させていただこうかと思っております。

このうち（イ）変更事項2につきましては、不動産市場の活性化を促進するために施策等への活用が期待されることに加え、先ほど部会長から御紹介がありましたとおり、今、民間企業に民間企業サイドから見て利活用できるような集計事項というものの要望をお聞きしておりますので、その結果を踏まえた上で、会社法人や地方公共団体等における調査の利活用の促進など、利用者の利便性向上にも資するものと認められることから適当であるという形にさせていただいています。

続きまして、2の今後の課題への対応の部分でございまして、ここは初めの方に、国土交通省から前回の答申に関する検討状況について資料をいただき、御説明をいただいております。それを見る限りにおいて、部会においては可能な限り対応しているものと認められるので適当であるという形にさせていただいております。

個別に申しますと、（1）「駅ナカ」でございまして、前回の課題が何であったかというのを第1パラに書かせていただきまして、これについて以下、国土交通省における今回の検討結果を網羅的に書かせていただいております。この辺の書きぶりは若干修正が入る余地はございます。

当部会の結論につきましては、今回の計画変更において「駅ナカ」の把握を行わないことについては、上記③を踏まえまして、他の基幹統計調査との間との重複を排除する観点からやむを得ないとさせていただいておりますが、申しわけございません。この部分は「P」の落ちでございまして、後ほどの今後の課題というところでも「P」を付けておりますので、そこの見合いでこれはとりあえず「P」ということでご理解をお願いいたします。

（2）行政情報の活用でございまして、前回の宿題は御審議いただいたとおり、固定資産税課税台帳等の活用の余地について検討することが必要ということをお願いしておりますが、これにつきましての国土交通省の結論は、以下いろいろ書いておりますが、中ほどに委任状をとる件数が約8億3千万件にのぼるという御説明がございましたことから、その辺の大幅な経費と時間増加につながるということと、「また」以下に書いておりますけれども、実際、台帳の閲覧を許諾しない場合が生じ得るということもございまして

で、その辺のことを考慮いたしますと、かなりきついものがある。

なお書きは、将来を見据えて、国土交通省の検討を反映させていただいて、ビジネスレジスター等の行政記録情報がそれに反映されるのであれば、それを今後活用していくことになるだろうと。言いかえれば、現時点ではそれがないわけですので、難しいということでごさいます、よって結論は、今回の計画変更におきまして、固定資産税課税台帳を活用しないことはやむを得ないとさせていただいております。

(3) パネルデータの公表等でごさいます、これは前回答申におきまして、5年ごとの調査が3回目を迎えたことから、5年ごとの調査に関するパネルデータの作成をという御指摘であると思います。これにつきましては、その精度というものに非常に問題があったことから、国土交通省におきましては公表までは至っていないという御説明であったことから、その辺を書かせていただいております。

9ページに移りまして、この原因の部分について書かせていただいておりますが、従来両調査は別調査として実施されてきたため、両調査の名簿が統一されていないこと等に起因するもの等々考えられるとの御説明を踏まえまして、今回の変更におきましては、両調査の統一的な名簿整備を図ることとされています。それは一応御説明があったとおりでと思います。

したがいまして、結論としましては、今回、国土交通省が両調査の統一的な名簿を作成することとしているこれはパネルデータの作成に資するものと判断できることから、適当ということにとりあえずさせていただいております。

3つ目の柱の「今後の課題」に移らせていただきます。

これは申しわけありませんが、前回部会の中で1つの方向性ということで部会長から御説明いただき、御了承はいただいたのですけれども、答申の際にもう一度審議するという形になってごさいますので、(1)は「P」としております。

(2)「駅ナカ」の把握についてもどうするかというのは「P」ということになっております。

(3) パネルデータの作成につきましては、部会の中で御説明があったとおりで、今後「座長メモ」を取りまとめるに当たって、取りまとめる際とも関係いたしますので、中身については流動的でごさいます。

10ページでごさいます。

今回、法人土地基本統計そのものを変更することはどうかということでごさいますけれども、承認の適否につきましては、指定を変更して差し支えない。「差し支えない」という表現が適当かどうかは部会長と御相談いたしますが、結論としてははよいということにさせていただいております。

理由でごさいます、ここに書いておりますとおりで、統計調査を変更することに伴い実施するものであって、それを施策に活用するというごさいますので、適当であろうと。

なお、新たに「法人土地・建物基本統計調査」で作成される統計が、統計法第2条第4項第三号の要件に該当するかというところにつきましては、本日の審議を踏まえまして、重要性の原則、重要性の要件等々がございますので、その点は次回の答申案の提示のときまでに事務局で追加して記述させていただきたいと考えております。

仕掛品で恐縮でございますが、説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

まだ不十分なものであり、最終的な答申案文として、大体こういうものになりたいと考えているという意味での未定稿の答申案文でございます。御意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

最初に、これは番号の付け方のことですが、2ページの上から2行目「後述1のとおり」とありますが、これは「イ」のことですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 「イ」ですね。

○廣松部会長 そうすると5ページにまた「イ」というのが出てくるのですが、これは「ウ」ですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 申しわけありません。そこは作成過程でかなり入れかえがございまして、事務局としてその辺の数字の調整等が追いついておりませんでした。そこはお詫びいたします。

それと追加的に説明漏れがありましたので、説明させていただきます。

9ページを御覧ください。ここは1つの体裁なのですけれども、先ほど全体は「P」ということを申し上げましたが、特筆すべきは結論部分、いつまでに検討をお願いするかということ、これは統計委員会におけるほかの答申との並びの関係で整理、記載させていただいております。

前回もそうですけれども、無期限に検討をお願いしても、調査実施者にかなり負担をかけますので、そういう意味で検討の期限としてこういうものを置かせていただいたということで、ここはまた次回に向けて事務的に調整するところがございます。申しわけございません。

○廣松部会長 ありがとうございます。

最初にお断りいたしましたとおり、未定稿でございますし、ペンディングのところがございますので、かつきょう御提出したものでございますので、詳細に関しては、後ほどお読みいただいて御意見がございましたら、事務局にご連絡をいただければと思いますが、今、御覧いただいて、何かお気づきの点がございましたら御指摘をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

余談ですが、今回は答申第46号ですが、その前あるいはその前ぐらいから、変更前と変更後という形で新旧対照表を答申文の中に入れることにして、確かに読みやすくなったのですが、量は増えたというか、今回10ページにわたる答申文ということになってしまいました。

順番に行った方がよろしいでしょうか。そうすると、とりあえずさっと1ページから、順番に参りたいと思います。

まず、頭書きと「記」は、大体これまでどおりのものがございます。

かつ、大きく「1 本調査計画の変更」「(1)承認の適否」「(2)理由等」ということになっていますが、特に理由等のところが、今まで御審議いただいた内容を反映する形で答申案文の形にしたものがございます。

2ページ「イ 調査事項の変更」で変更事項が1～5までございます。

変更事項1は「宅地など」に関して、棚卸資産以外及び棚卸資産に関して番地・号まで把握することとしたというものでございます。

変更事項2は、建物の所在地欄に土地の所在地の通し番号のみを記入していただくというのですが、これは報告者の方の負担の軽減する措置ということと同時に、法人が保有する土地及び建物の所有、利用状況を一体的に把握するためということになっております。

変更事項3は大きく3つございまして、1番目として、1区画ごとの所在地について番地・号のほか、取得時期とか貸付の有無、利用状況等を追加する。

2番目として、建物に関して、将来的に貸し付ける予定で保有している建物について、その所有の有無と床面積を追加する。

3番目として、工場敷地以外にある建物について、棟数に加えて、全ての建物の合計床面積を追加する。

これらに関しましては、後ほど調査票の方を御覧いただいて、御確認をいただければと思います。

変更事項4は、選択肢の書き方、表現の変更で、今まで「社宅・従業員宿舍」と「賃貸住宅」となっていたものを、特に選択肢6のところ「社宅・従業員宿舍以外の住宅（賃貸用住宅など）」という表現にして、間違い、誤解を少なくする。

4ページに参りまして、選択肢20のところ、今まで「利用していない建物」という表現であったものを「利用できない建物（廃屋）」という形にし、これも誤解がないように修正する。

3番目は先ほど御議論をいただきましたが、今まで「証券化」という言葉を使っておりましたものを「信託受益権」という形で明確にし、あるいは少し限定をすることになるかもしれませんが、誤解をなくすということ。これはいかかでしょうか。

変更事項5は、きょう御議論、御審議いただき、適当と御判断いただいたものですが、調査事項等が変更になりましたので作成される統計表も変更する、それに伴う措置です。当然のことながら、その変更に関しては、土地取引を促進するための施策（税制措置等）の地域別波及効果を検証するためのものということになっております。

ただし、ここはきょう御議論をいただいた点ですので、この部分はペンディングということにさせていただいて、きょういただいた御意見を踏まえた形の修正はあり得るというようにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、調査事項の変更の部分で、5ページの「標本設計の一部変更」のところで、先ほど申しましたとおり、多分この「イ」というのは「ウ」に変わるのだらうと思いますが、変更事項は2つございます。

変更事項1は、会社法人以外の抽出率の変更でございます。これに関しましても、きょう具体的な数値も含めて資料を提出していただいておりますので、それをもとに、この表現に関しては一部修正をすることもあり得るとお考えください。

変更事項2は、特に会社法人のうち、不動産業、物品賃貸業の資本金1,000～3,000万円未満の階層についての扱いでございます。これに関しまして、本日御審議いただきましたので、本日提出していただいた資料等に基づき修文があり得るという意味で「P」にしております。

6ページ、この「ウ」「エ」「オ」がそれぞれ「エ」「オ」「カ」になりますが、「エ調査方法の一部変更」に関しては、資本金1億円未満の会社法人に関して、その回収を都道府県にお願いしていたのを国土交通省が回収を行うことにするという変更でございます。これは予備調査の結果から見て、回収率の改善が見込まれそうだとということと同時に、コールセンター等を設置して、国土交通省で報告者の方に御不便をおかけしないような措置ということから、適当としております。

「オ 報告を求める期間の変更」に関しては、きょう御確認をいただいたとおり、求める期間を「9月15日から10月31日」から「7月1日から9月15日」に変更することに関して、特に他の大規模調査と重複する危険性はないと御判断をいただき、適当であるとしております。よろしいでしょうか。

「カ 統計表の拡充」に関しては、変更事項は2つございます。

変更事項1は、今回、土地と建物の調査を統合するということから、例えば容積率にかかわるデータ等が集計可能になり、その集計表を追加するという点。

変更事項2は、今回、ストックの統計とフローの土地取引のデータを収集することになりますので、それを総合的に集計した形の集計表も公表するという点で、これも適当との判断をいただきました。

特に「カ 統計表の拡充」に関しては、本日詳細な資料を提供していただき、御審議いただきましたので、そのときにいただきました御意見等を踏まえて、少し修文の可能性があるという意味で「P」ということにさせていただいております。よろしいでしょうか。

ここまでの計画の変更に関するまとめでございます。

7ページの上から3分の1ぐらいのところから2がございしますが、これは前回、平成20年に行われました答申の中で指摘されました今後の課題に関する対応の評価でございます。

「(1)『駅ナカ』の把握」「(2)行政情報の活用」「(3)パネルデータの公表等」と大きく3つございます。そのうち、7ページの「(1)『駅ナカ』の把握」については、国交省からの御説明に基づき、既に商業統計とか、経済センサス等で把握されているということから、「他の基幹統計調査との間の重複を排除する観点からやむを得ない」という

判断をしております。

この点に関して、先ほどの事務局からの説明ではペンディングとなっており、それと連動して、9ページの今回諮問の「3 今後の課題」のところで「駅ナカ」の把握を入れておりますが、7ページから8ページにかけての前回答申の対応に関して、もしこれでお認めいただければ、「3 今後の課題」の「(2) 『駅ナカ』の把握」の「P」は取って、ここを削除したいとも考えておりますが、これに関してはいかがでしょうか。

ただし、この点に関しては西郷委員から、確かに駅ナカの調査というのはなかなか難しい面もあるが、難しいからといって諦めるなという御意見もございました。

とりあえず現在の未定稿の段階では、課題の対応に関して「P」とさせていただいた上で、「3 今後の課題」の中の「『駅ナカ』の把握」に関する議論のところで、この辺もお考えいただいて、御意見をお寄せいただければと存じます。

8ページ「(2) 行政情報の活用」に関しましては、本委員会の席でも委員の方から御指摘があり、この部会でもかなり時間をかけて審議をいただいたわけですが、少なくとも国土交通省の方から出されました資料等を見て判断する限り、今回この調査についてですが、行政記録情報、具体的には市町村が保有する固定資産課税台帳の利用は難しいという判断をいたしました。

この点については、この部分の審議のときに申し上げましたとおり、実は基本計画部会における法施行状況報告の審議の中で、この問題に関する具体的な検討及び判断は、この部会に任せるという形になっております。それを書いたのは私で、それを受けるのも私という形になっていきますので、いささか微妙ですが、結論的として、この調査に関する行政情報の活用に関しては、(2)のような形で結論とさせていただいた上で、これは先ほども申し上げましたとおり、もう少し一般的に行政情報の活用そのものに関して部会長メモを作らせていただければと思っております。

牧野専門委員、どうぞ。

○牧野専門委員 この項の下の6行のなお書きのところがございます「将来的には、例えば総務省が運用するビジネスレジスターに」というところで、現在では一体どういうものかここには掲載されているのでしょうか。

○廣松部会長 現在、事業所母集団データベースと呼んでおりますが、そこでは商業登記簿情報と、もう一つは労働保険関係のデータが入っています。これらについては定期的に保有部局の方から御報告というか、御提供いただいて使っています。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 今、行政記録につきましては、そういう形になっておりまして、あと政府部内の基幹統計を実施している各省間の申し合わせで、これは総務大臣からの要請を踏まえまして、基幹統計21本がここに格納されるという手順になっております。恐らくそれが25年から実施されますので、それが一応起動し始めまして、それにならいますと、ほかの行政記録が入ってくれば、かなり使いやすいものになるということが期待されると思っております。

○廣松部会長　また現在、この部会ではございませんが、漁業センサスの審議が行われておりまして、その中で都道府県が保有する漁船の登録情報を使うという計画の案が出されております。それが実現すると、その意味で新しい行政情報の利用形態ということになるかと思えます。

ただし、ここにも数値が上がっておりますが、いかんせん手続の総数が約8億3,000万回というちょっと非現実的な数値でございますので、私個人も先ほど申し上げましたような立場ではございますが、今回の調査には使えないという実施部局の結論に関しては、やむを得ないという判断でございます。

では、先に進ませていただきまして、「(3) パネルデータの公表等」でございます。これに関しては、平成10年、15年、20年のパネルを作ってはどうかということが課題だったわけであり、とりあえず試算のような形で平成15年と20年のつないだものを出していただいたわけですが、ストックとフローの積上げとの差で10倍ぐらい以上の乖離があるという状況でございますので、残念ながら、今まだ精度に関してかなり問題があるというか、疑義があることから、公表はされておられません。

ただ、今回はストックとフローの名簿を統一し、特に資本金が1億円以上の場合には全数調査になりますので、それらの結果を結びつけることは、可能性としては高まったのではないかと判断しておりますが、とりあえず今回の計画では、ストックとフローの両調査の統一的な名簿を作成するという第一歩を踏み出したということで評価をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員　この部分について何回か御説明いただいて、過去の答申の委員の方なり、部会長の方がおっしゃっていた、パネルデータ化した方がいいのではないかというお話をいろいろ読んで考えてみたのですけれども、それほど具体的にどういうふうに作れとか、どういう形が望ましいという指摘より、一般論としてストックとフローをつなぐとか、その変化を見るということは意味があるから、そういうことをやってみてはどうかという御指摘だったと思うのですが、それに対して一生懸命当局の実施者の方が対応されようとしていて、苦慮されているのがよく分かったのですが、具体的にどうしろという指摘が余りないので、恐らく作りようがないというか、そういうところがあったと思います。

今回はこの答申のとおりでいいと思うのですが、「3 今後の課題」のところでは、もう少し具体的にこうしてほしいということも含めてお願いしないと、パネル化すればいいのではないかというだけでは、当局側としてもどうやって対応すればいいのかというのが分からないところがあって、それで過去2回分の答申でなかなかうまく対応ができていなかったということもあると思うのです。

名簿が一致していないとか、毎回名簿が変わってくるので対応するのに大変だということとは、技術的な問題としてはよく分かるのですけれども、それだけではなくて、具体的にもう少しどういうふうにすればパネルとして政策分析に使えるかということを書いてあげ

た方がいいのかと思いました。

○廣松部会長 そこは少し考えさせていただければと思います。今の北村委員の御指摘のとおり、過去2回の答申の中で今後の課題として挙げられた背景には、当時は、まだ政府統計の中にパネルデータというのはありませんでしたので、そういうものが作ればという、希望というか、期待があったことは事実だと思います。

恐らく、その当時の情報技術的なレベルから言うと、大変な作業になったと思うのですが、最近では、技術的な面からはそんなに難しいことではないのだらうと思います。それでも、パネルデータの場合は、その設計という面から考えても、通常の標本調査とは違う難しい点もありますので、それらも考慮した上で、今回どういうふうに提言するかということに関して、考えさせていただければと思います。

もちろん、先ほど北村委員から御意見がございましたけれども、ここにございますビジネスレジスターというか、企業統一コードが整備されれば、それはそれで大きな環境の変化だと思うのですが、現状では、それが必ずしも十分整っていない、整備されていない状況でございます。

さて、この2のところ、言わば前回の答申の宿題に対する今回の対応の評価の部分でございまして、3が今回の答申において今後の課題として指摘すべき事項でございます。

1つ目は、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割です。調査事項として今後、いろいろ社会経済状況が変化するに伴い、当然必要なものも上がってくるだらうと思いますが、今回は特に3調査の統合とか、同一名簿を使うという、かなり大きな変更でございますので、この調査事項の分割とか新設に関しては、特に強くは求めませんでした。ただ、やはりこのことに関しては大変重要な論点だらうと思いますので、今後の課題として、これを1つ挙げさせていただきました。

2つ目は、「駅ナカ」の把握でございます。先ほど7ページのところで申しましたとおり、これについては、委員・専門委員の方々の御判断にお任せしたいと思いますが、この「駅ナカ」の問題をずっと引きずっていくのもどうかという考えもあり、今後の課題に含めるかどうか迷っています。この点ぜひ次回に御判断いただければと思います。あるいは今、何か御意見がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、部会長としては、一応、今、申し上げましたような考えでいるということだけ申し上げまして、最終結論は、次回決定していただければと思います。

3つ目は、パネルデータの作成でございます。これは先ほど、北村委員から御提案というか、御示唆をいただきました。確かに今の時点でパネルを作って、どういう形で具体的な政策課題に貢献できるのか、そしてユーザーに提供できるのかという視点も当然必要だらうと思いますので、その点に関しても少し事務局、調査実施者と相談した上で考えたいと思いますが、委員・専門委員の方々からもぜひご意見をいただければと思います。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の点についてなのですけれども、幾つか論点があると思います。

1つ目は、土地・住宅調査との整合性みたいな形でパネルデータの形を作っておく。なるべく柔軟な対応をした方がよくて、その柔軟という意味は、例えば今だと企業ベースで保有している土地という話ですが、それを土地ベースに組みかえたパネルをできるような形にする。そうすると、法人が持っていた土地があるところで個人ベースになったり、個人から法人でできたりということも追えるようなものも作れるとか、いろいろな形のなるべく柔軟な構造を持ったもの。

それから、パネルでくっつけて、ずっとある企業について作った場合には、ほとんど取引とかがなくて、ゼロが入っているようなデータベースになる可能性があるのですね。あるいは1回ぐらい取引があるかもしれないけれども、重要なのは、むしろ退出したり、参入したりするときどういう投資の放出なり取得があるかということなので、ただ単に全部そろっているコンプリートなパネルを作ることを一生懸命やられるのではなくて、こういうデータにとっては、むしろダイナミックな側面をとらえようと思うと、参入・退出のところをもっと重要だという感じで、そういう意味でも、取引、トランザクションが行われて、それが誰とどことどこの間で行われるかということも見られるデータというのがよくて、同じ会社なり土地をずっと追っているというだけでは、パネルとしての利用価値は余りないと思うのです。だから、そういう意味でも、いろいろ考えられた方がいいと思います。

○廣松部会長 そうですね。所有とか、利用とかではなくて、土地そのものに注目をするということですね。

○北村委員 組みかえるということは、構造上は簡単にできると思うのですけれどもね。

○廣松部会長 今いただいたアドバイスも含めて、少し考えさせていただきます。

最後、10 ページ「4 法人土地基本統計（基幹統計）の指定の変更（名称及び目的の変更）」に関しましては、きょう御議論をいただき、適当と御判断いただきましたので、この「P」は取らせていただければと思います。あるいは表現上、少し修正が入るかもしれませんが、結論に関しては「P」は取らせていただきます。

さて、以上、現時点での未定稿ではございますが、答申案を御覧いただきました。

特に今の段階でほかに御意見ございませんでしょうか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 今の一番最後の部分なのですけれども、これを申し上げるのは3回目ぐらいになりますが、これは何とか統計というものの基本方針が変えられたと読めるわけですね。今までは法人の土地を調査するときには、土地だけを調査するものであったものが、土地と建物とは一体にして調査すべきであるということと、土地の購入・売却、つまりフローの面も一体化してとらえるべきものであるとかなり大きく基本方針が変更されたとも読めるわけです。その基本方針の変更に対応して、今回「法人土地・建物基本統計調査」というものが変更されたのだと、本来はそういうふうを読むべきものだと思うのです。

そうすると、基本方針の変更というのは、今、ペンディングになっている中間年におけ

るフローの調査というものにも当然及んでくると私には読めるのですけれども、そのように解釈して構わないですか。

○廣松部会長 御指摘のとおりだと思います。

ただし、これはある意味で諮問の仕方にも関係する点ですが、少なくとも今回の諮問に関しては、中間年のことに関して特に言及はございません。したがって、先ほど申し上げましたような形でいろいろいただいた御意見を踏まえて、部会長メモとして意見をまとめたいと思います。

その上で中長期的には、先ほど私の個人的な考えというか、意見を申し上げましたが、中間年の調査を今回の新たな統計と今後どう結びつけるか、さらにはそれを基幹統計にするのかどうかについては、中長期的な意味での課題と位置づけたいと思います。

どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局として西郷委員から3回ほど同じ問題をずっと指摘いただいております。ご指摘につきましては、政策統括官室内でもいろいろ議論をさせていただいておりますが、法制度的に申しますと、西郷委員の御指摘ももっともですが、法律の構成上はともかく、法制度上は統計と統計調査の先後関係というのは必ずしも明確になっておりませんで、統計法があって統計調査、統計調査があって統計法という形が統計と統計調査の関係として明確になっているかというところ、そこは必ずしも明確ではないのではないか。したがって、この諮問の形で具現化したように調査があって、統計を議論するという形もあるという話をさせていただいております。

今の話に限定しますと、委員会でも、委員の先生には御案内のとおり、委員長からは世帯統計と企業統計と行政記録とをまとめた土地統計体系をどうするかという大きな話もいただいておりますし、あるいはもう一つ大きな問題として、法人土地統計体系をどうするかという問題もあろうかと思っております。今、御指摘いただいたものは、法人土地統計体系とか、その基本方針の話でございまして、この点につきましては、事務局としては、まず25年の構造統計についての必要性というものを御議論いただいたわけですので、それを引き続き継続してとるかというところは、また別のステージで御議論いただいた方がいいのだろうと考えております。ご案内のとおり、統計は一步一步固めていくものでございまして、その方が妥当かと思いい、こういう形で対応させていただいているわけで、御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○廣松部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の方でも特によろしいですか。

それでは、資料8の答申案（未定稿）に関しまして、きょうは事務局と私の方から説明をさせていただきました。それも踏まえまして、委員・専門委員におかれましては、再度お読みいただいた上で御意見等をお寄せいただければと思います。

それから、ペンディングになっていて、きょう結論をいただいた部分に関しては、次回

最終的な形に修正したものを提出させていただきますが、それらに関しては次回、答申文の審議をするときに御決定いただければと思います。

それでは、4時半と申し上げておりましたが、少し早めでございますが、本日の部会の審議はこれまでにさせていただきます。

では、これからの予定に関しまして、事務局からお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官付副統計審査官 次回第4回目の部会は、12月13日の木曜日1時から、きょうと同じこちらの会議室で開催することを予定しております。

あと、先ほど部会長からお願いがありましたお気づきの点とか、次回の部会において必要資料等がございましたら、準備の都合もありますので、12月7日の金曜日までにメール等で適宜こちらの事務局に御連絡をいただきたいと思います。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員につきましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りいたします。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、長時間どうもありがとうございました。本日の部会はこれで終了いたします。